

我が国の租税条約ネットワーク

《91 条約等、157 か国・地域適用／2026 年 9 月 1 日現在》(注 1) (注 2)

財務省

北米・中南米 (36)

アメリカ
ウルグアイ
エクアドル
カナダ
コロンビア
ジャマイカ
チリ
ブラジル
ペルー
メキシコ
ケイマン諸島(※)
英領バージン諸島(※)
パナマ(※)
バハマ(※)
バミューダ(※)
(執行共助条約のみ)
アルゼンチン
アルバ
アンギラ
アンティグア・バーブーダ
エルサルバドル
キュラソー
グアテマラ
グレナダ
コスタリカ
セントクリストファー・ネービス
セントバルト及びグレンディン諸島
セントマーティン
セントルシア
タークス・カイコス諸島
ドミニカ共和国
ドミニカ国
トリニダード・トバゴ
パラグアイ
バルバトス
ベリーズ
モンセラット

ロシア・NIS 諸国 (12)

アゼルバイジャン
アルメニア
ウクライナ
ウズベキスタン
カザフスタン
キルギス
ジョージア
タジキスタン
トルクメニスタン
ベラルーシ
モルドバ
ロシア

欧州 (46)

アイスランド
アイルランド
イギリス
イタリア
エストニア
オーストリア
オランダ
ギリシャ
クロアチア
スイス
スウェーデン
スペイン
スロバキア
スロベニア
セルビア
チェコ
デンマーク
ドイツ
ノルウェー
ハンガリー
フィンランド
フランス
ブルガリア
ベルギー
ポーランド
ポルトガル
ラトビア
リトアニア
ルーマニア
ルクセンブルク
ガーンジー(※)
ジャージー(※)
マン島(※)
リヒテンシュタイン(※)

(執行共助条約のみ)

アルバニア
アンドラ
北マケドニア
キプロス
グリーンランド
サンマリノ
ジブラルタル
フェロー諸島
ボスニア・ヘルツェゴビナ
マルタ
モナコ
モンテネグロ

アフリカ (24)

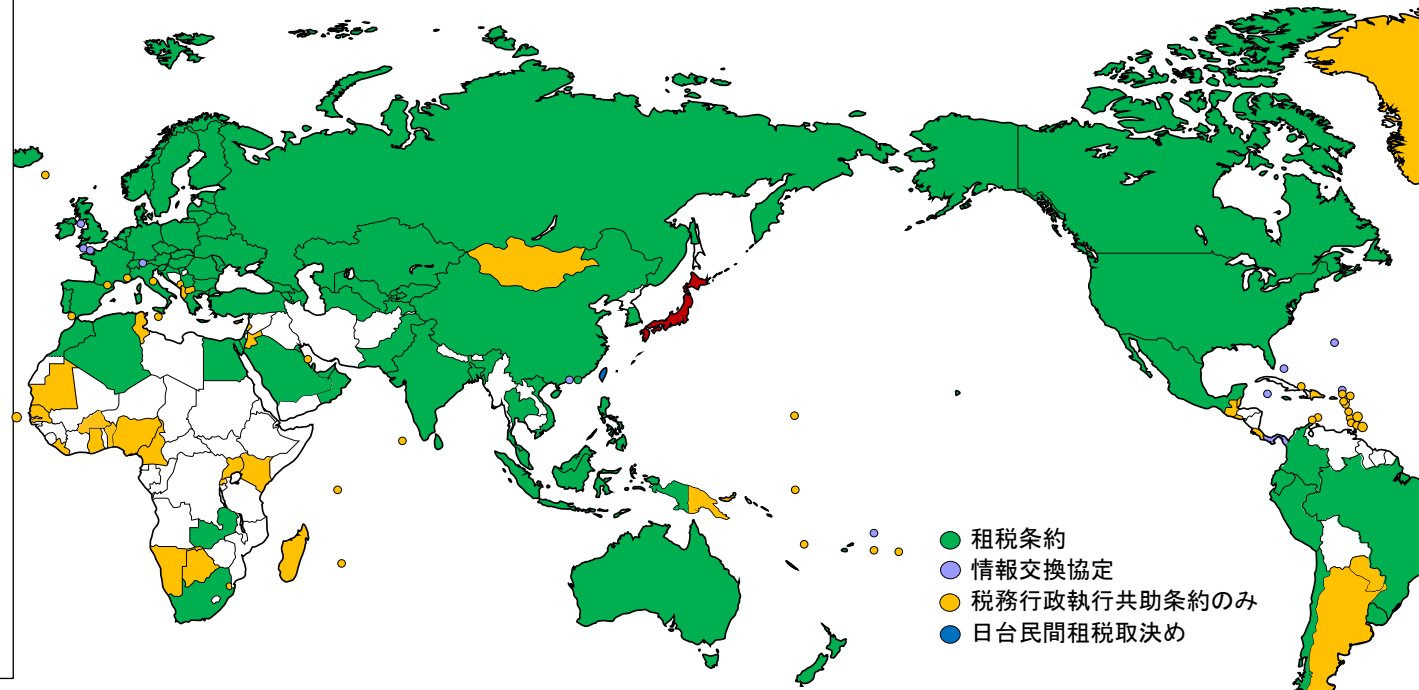
アルジェリア
エジプト
ザンビア
南アフリカ
モロッコ
(執行共助条約のみ)
ウガンダ
エスワティニ
ガーナ
カボベルデ
カメルーン
ケニア
セーシェル
セネガル
チュニジア
ナイジェリア
ナミビア
ブルキナファソ
ベナン
ボツワナ
マダガスカル
モーリシャス
モーリタニア
リベリア
ルワンダ

中東 (10)

アラブ首長国連邦
イスラエル
オマーン
カタール
クウェート
サウジアラビア
トルコ
(執行共助条約のみ)
バーレーン
ヨルダン
レバノン

アジア・大洋州 (29)

インド
インドネシア
オーストラリア
韓国
シンガポール
スリランカ
タイ
中国
ニュージーランド
パキスタン
バングラデシュ
フィジー
フィリピン
ブルネイ
ベトナム
香港
マレーシア
サモア(※)
マカオ(※)
台湾(注 3)
バヌアツ
マーシャル諸島
モルディブ
ニウエ
ニュージーランド
パプアニューギニア



● 租税条約
● 情報交換協定
● 税務行政執行共助条約のみ
● 日台民間租税取決め

(注 1) 税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。

(注 2) 条約等の数及び国・地域数の内訳は以下のとおり。

- ・租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約）：78 本、81 か国・地域
- ・情報交換協定（租税に関する情報交換を主たる内容とする協定）：11 本、11 か国・地域（図中、(※) で表示）
- ・税務行政執行共助条約：締約国は我が国を除いて 128 か国（図中、国名に下線）。適用拡張により 146 か国・地域に適用（図中、適用拡張地域名に点線）。このうち我が国と二国間条約を締結していない国・地域は 64 か国・地域。
- ・日台民間租税取決め：1 本、1 地域

(注 3) 台湾については、公益財団法人交流協会（日本側）と垂束関係協会（台湾側）との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築（現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会（日本側）及び台湾日本関係協会（台湾側）にそれぞれ改称されている。）。)